

## 陳 情 文 書 表

|  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| 令 2 陳 情 第 2 号  | 令 和 2 年 2 月 1 0 日 受 理             |
| 件 名  | 秦野市議会への陳情書 2（精神科病院の見学の実施等についての陳情） |
| 陳 情 者  | [Redacted Name]                   |
| 陳 情 の 要 旨  |                                   |
| <p>陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 精神科病院の住民認知の促進の為に病院の協力を得ての病棟見学の実施</li> <li>2 精神病患者の地域移行促進の為に、無料低額宿泊所の誘致・活用</li> <li>3 生活保護不正受給の撲滅（無申告労働者の指導）</li> <li>4 金銭感覚・生活感覚の体得支援と教育（精神病患者へ）</li> <li>5 障害年金（精神）の積極的受給支援</li> </ol> <p>陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 精神科病院は今やレジャー施設、会員制クラブである。全く恐ろしい物ではない。精神病患者も風変わりではあるが、決して危険犯ではない。好きで精神病になったのではない。医療法人研水会平塚病院は、平塚市相談支援事業所・ほっとステーション平塚による民間人病院見学を受け入れている。秦野市でもみくるべ病院に御願いしてみてもどうか。人道的な病院である。患者のプライバシーに配慮する必要があるが。</li> <li>2 グループホームは市が 1 / 4 を負担しなければならないが、無料低額宿泊所はゼロのはず。両者とも住所地特例で秦野市の生活保護に影響を及ぼさない。愛川町の事業所はノウハウを持っている。</li> <li>3 特に土木においてであるが、収入認定をしない輩がいる。住所地特例を使って域外に居住する被保護者が、現金渡しの就労を事業所と通謀して行っている例が実存する。</li> <li>4 生活保護での生活の場合、金銭管理が重要である。一類・二類・加算の生活扶助の中で学校給食と同じ様に、一食 3 0 0 円の食費にしなければ生活出来ない。また、通信費は最大で 5 , 0 0 0 円が限度である。</li> <li>5 障害年金は、基準に不備があるが、総じて、所得補償を国費で行うも</li> </ol> |                                   |

のであり、医師の恩恵と温情によるもの。生活保護費の削減の為に、無年金者を減らす努力をすべきである。

精神科の入院が3カ月を越えるのは異常値。医療扶助が多くなる。地域移行の推進を。

※令和2年2月10日に提出された陳情書の原文のまま作成